

子ども議会を開催



と き：7月12日(木) 午後1時30分～
と ころ：町役場3階議場

本町のまちづくりについて、町内の小・中学生達の率直な意見や提案を聴く機会として、子ども議会を開催します。皆さんの傍聴をお待ちしています。

問い合わせは、総務課(766-8707)へ。

清流猪名川講演会を開催

と き 7月28日(土) 午後3時～(受付：同2時30分～)

と ころ 社会福祉会館

テ マ 川の生態系と人のかかわり

講 師 田中哲夫さん(県立人と自然の博物館 主任研究員)

申込み・問い合わせは、電話で同20日までに企画財政課(766-8711)へ。

清流猪名川を取り戻そう町民運動

マスコットキャラクターの

ネーミングが「いなぼう」に決定

4月15日号広報でネーミングの募集を行ったところ、22点の応募がありました。厳正な審査の結果、町内に在住の中学生の作品に決定しました。今後、清流猪名川啓発キャラクターとして、さまざまな場面で活用していきます。たくさんのご応募ありがとうございました。

「いなぼう」です。よろしくね!



本庁1階



住民の皆さんに、より便利に窓口を利用していただくため、7月から住民票・印鑑証明・税務証明などの証明発行窓口を一本化し、証明発行専用の窓口を、住民生活課(番窓口)に開設します(左図参照)。なお、登録や届出の窓口については、次のとおりです。

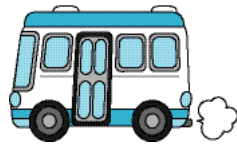
7月から住民票・印鑑証明・税務証明などの証明発行窓口を一本化

【番窓口】住民票、戸籍の謄・抄本、印鑑証明書、所得・課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書、納税証明書
【番窓口】転入・転出など住民の異動届出、戸籍の届出、印鑑登録の届出、外国人登録の届出など
【番窓口】上記以外の税に関する証明および問い合わせは、番窓口に関する問い合わせは、住民生活課(766-8700)、番窓口に関する問い合わせは、税務課(766-8702)へ。

広島へ平和バスを運行 8月5日～6日

今年是被爆62年目にあたります。未来永劫の平和を願い、悲惨な戦争の記憶を風化させないよう、またこれからの世代の子ども達に伝えていくためにも、ぜひ親子での参加や高校生の参加を募集します。

【(車中泊)】
同6日(月) 午前6時～広島平和記念公園着、原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式典参列など
午後5時30分頃猪名川町役場帰着
▼対象 小学生以上の町内在住、在勤・在学者(小学生の後11時猪名川町役場出発)



参加は保護者同伴)
▼募集人数 先着25人
▼参加費 5500円(小学生は2750円)
申込み・問い合わせは、7月13日までに木津総合会館(768-0217)へ。

サマーボランティアスクールの参加者を募集!!

夏休みにボランティア活動を体験してみませんか。
と き・内 容 下表のとおり 希望日に参加してください
と ころ 障害者福祉センター・福祉センター

対 象 中学生・高校生・大学生・専門学校生など

参加費 500円(保険代)

申込み・問い合わせは、7月20日までに町社協ボランティア活動センター(766-2525・FAX766-0900)へ。



むクッキーの作りに励むセンターの皆さん

サマーボランティアスクールの日程

と き	内 容
7月23日(月)～8月31日(金) 午前10時～午後3時 土日を除く希望日	《施設体験》 地域活動支援センター＝制作活動・レクリエーション活動などのふれあい活動 希望の家“すばる”＝紙すきハガキ・木工製品・クッキー作りなど 高齢者デイサービス＝お話相手・レクリエーションなど
7月25日、8月1・8・22・29日(水) 午前9時～正午	《ふれあい弁当サービス》一人暮らしの高齢者などにお届けする弁当調理
午前9時～正午	《あそびのひろば》
7月23日(月)	水遊び
8月13日(月)	ミニ夏まつり準備
8月27日(月)	ミニ夏まつり

11月3日開催 いながわまつり 参加団体の募集

申込み・問合せ

《屋外出展(店入) 屋外ステージ発表》コミュニティ課(766-8783・Eメールcommunity@town.inagawa.lg.jp)

《屋内展示、ホール発表》文化体育館(766-7400・Eメールinahall@town.inagawa.lg.jp)

注意事項 同一団体で「屋外ステージ発表」と「ホール発表」の両方の申込みはできません

営利などを目的とする団体や個人は、参加できません

町ごみ減量化推進会議事務局(クリーンセンター内 768-0818)が主催するフリーマーケット出店については、広報いながわ8月15日号で

募集します

応募多数の場合は抽選になる場合があります

申込期限 7月20日(金) 必着

申込方法 コミュニティ課、文化体育館、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、各申込み先に提出してください(町ホームページから申込用紙のダウンロード可。エクセル形式でメールにて申込み可)

テ マ 応募作品の中から実行委員会において「みんなで広げようふれあいの輪 地域の和」に決定

その他 環境に配慮した「マイバッグ運動の展開」「エコトレイの導入」を推奨しています

7月から9月のし尿収集日程

地 区 名	7月	8月	9月
肝川・銀山・広根	2・3	1	3・4
上野・柏梨田	3	2	4
紫合・猪名川荘苑	4・5	3	5
原・民田	6	6・7	6
上阿古谷	9・10	7	6
北野	10	8	7・10
北田原	10	8	7・10
万善・槻並	11	9	11
木津・東山	12	9	12
木津上	12	9	12
木間生・初原・林田	13・17	10・13	13
笹尾	18	20・21	14
清水・清水東	19・20	21	18・19
仁頂寺・島倉	23	22	20
鎌倉	24	23	21
杉生	25・26	24・27	25・26
西畑・柏原	27・30	29・30	27・28
	31	31	

日程が前後することがあります
問合せ上下水道課(766-8716)

「点検商法」と言います。

0)へ。

《事例》「浄水器の点検にうかがいます」と電話があり、今使っている浄水器の業者と、思い来てもらった。業者が試薬で検査したところ、水道水の色が変わり、業者に「浄水器の性能が落ち、不純物が多く混ざっている。こんな水を飲んでいると体に悪いし、飲み続けると癌になる人もいます」と持参した浄水器を勧められ買い替えた。業者は工事をして帰ったが、契約書をよく見ると業者名に覚えがなかったため、電話でやめたいと言った。取り付けたのでキャンセルできないと言われた。

《回答》無料点検を装って訪問し、不安をあおるような点検結果を示し、商品・サービスの契約をさせる販売方法を「点検商法」と言います。



消費生活の
アドバイス

>172<

販売目的を隠して近づく
点検商法にご用心

他にシロアリ駆除や床下換気扇の契約をさせたり、屋根工事の契約をさせるなどの手口があります。

このような訪問販売は「特定商取引に関する法律」で規制されているので、契約書面を受け取った日から8日間使用していても、無条件で契約がやめられます(クーリングオフ)。

事例のようにクーリングオフ期間であるにも関わらず、「取り付けたのでキャンセルできない」などとクーリングオフ妨害を業者が行った場合は、改めて業者からクーリングオフできる旨の書面を受け取り、その日から8日が経過するまではクーリングオフできます。

また、「水道水は体に悪い。飲んでいると病気になる」など事実と異なる説明を信じて契約した場合は、クーリングオフ期間を過ぎていても、契約の取り消しができます。被害にあわないためには、その場で契約せず、不要な場合ははっきり断り、しまったと思ったらすぐに消費生活相談コーナーに相談しましょう。